

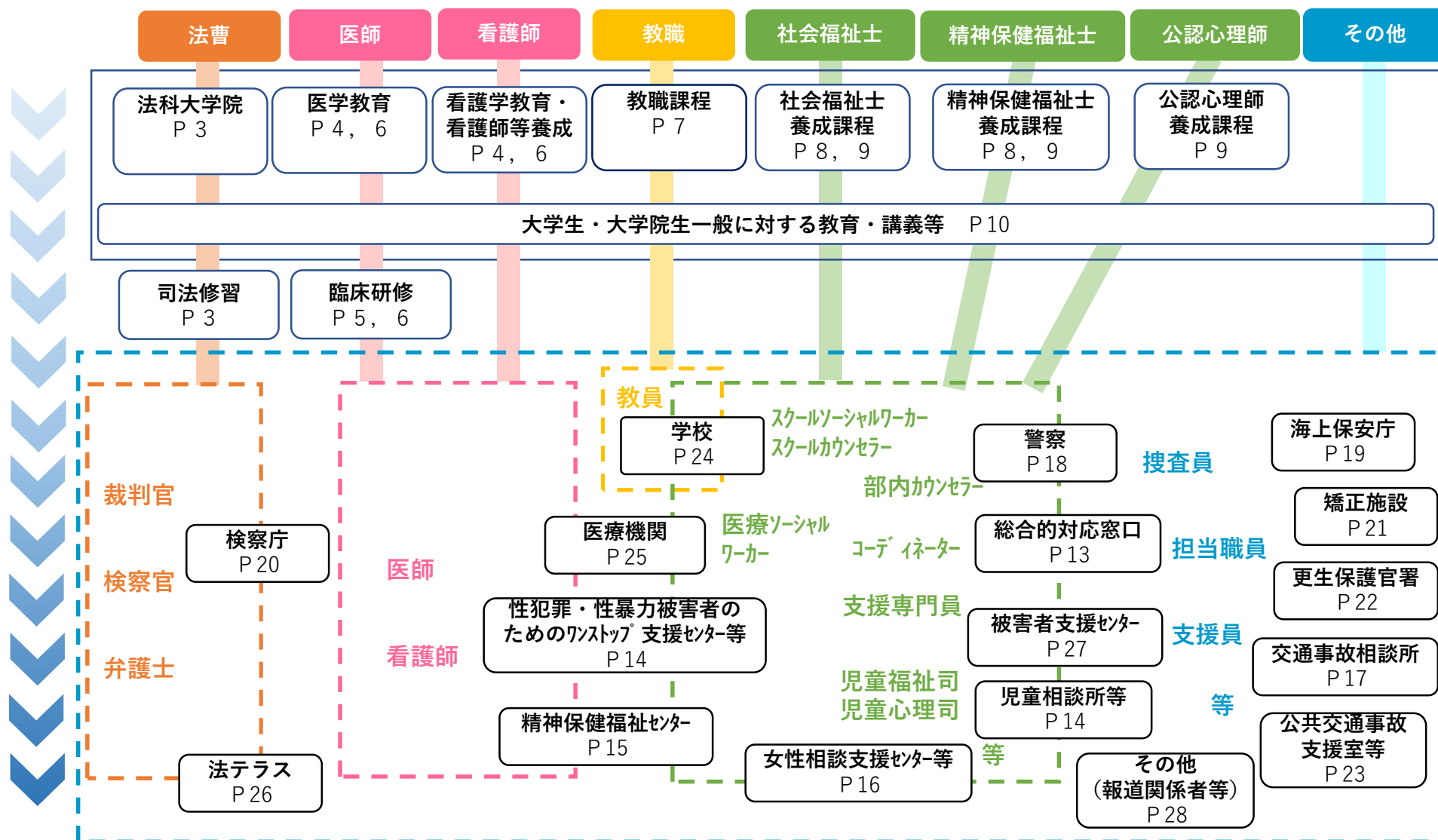
犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

警察庁



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者
 (自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等)
 に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実



各養成段階における制度・取組の現状及び今後の対応方針

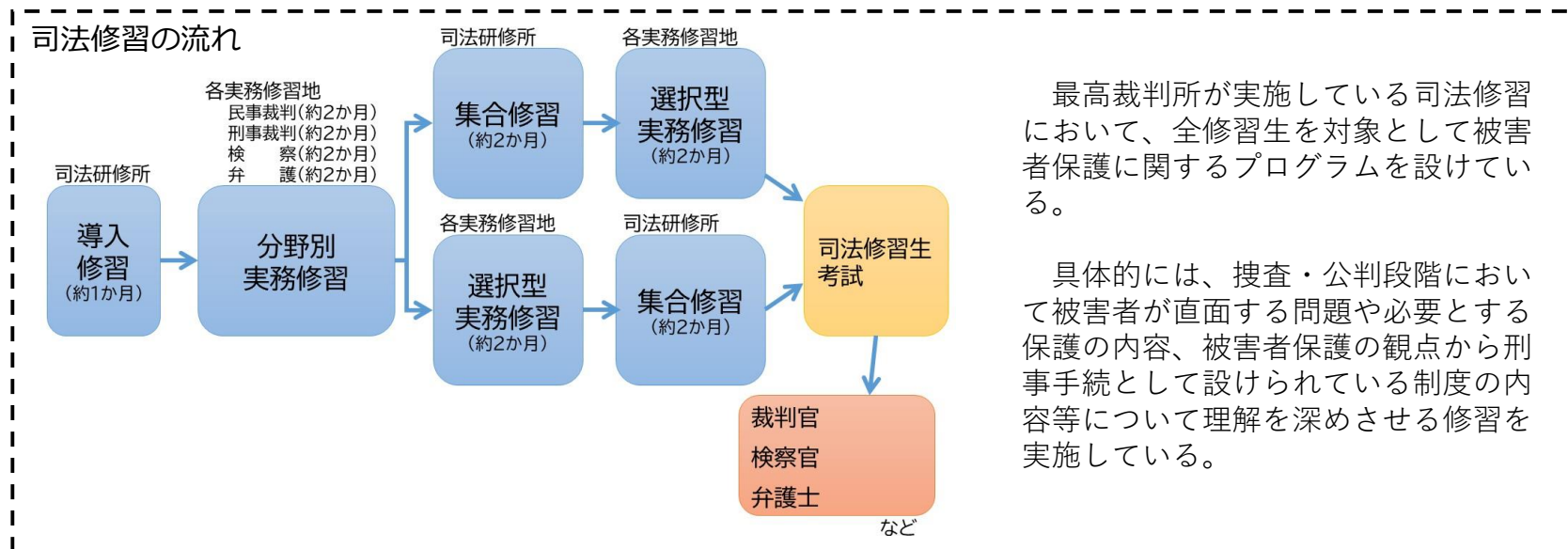
制度・取組の現状

○ 法科大学院における教育

法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院である。

全国の法科大学院34校のうち、令和6年度において被害者学・被害者支援に特化した科目を取り扱っていた法科大学院は5校あり、これ以外にも一の科目の中などで犯罪被害者等に関連した講義を行う科目を開講する複数の法科大学院がある。

※ 法曹になるためには、原則として、法科大学院を修了した後、司法試験に合格し、1年間の司法修習を終えることが必要。



今後の対応方針

○ 法科大学院における教育（文部科学省）

大学院における教育課程は、法令に基づき、自ら掲げる教育理念や教育上の目的に基づき編成することとされており、特定の内容について取り扱うよう一律に義務付けることは困難であるものの、文部科学省としては、犯罪被害者等に対する理解の向上に資するよう、法科大学院協会総会等の場を通じて、法科大学院等に対し警察庁の作成する教材の周知を行うなど、各法科大学院が真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、引き続き取組を促す。

制度・取組の現状

○ 医学教育・看護学教育

大学の医師養成課程と看護師養成課程では、各大学におけるカリキュラム作成の参考となるよう学修目標を列挙したモデル・コア・カリキュラムを策定しており、それらを踏まえて大学において必要とされる教育が実施されている。

看護学教育については、令和7年3月に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）」を公表した。令和8年度以降は、これを踏まえたカリキュラムが大学において編成される。

【「医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）」における関係部分】

PS 専門知識に基づいた問題解決能力（Problem Solving）（※）

PS-02 人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療

PS-02-01 総論

PS-02-01-01 臓器毎及び全身におよぶ疾患について理解している(表1)。
(表1.疾患)

※学修目標の記載を4層として記載。

第1層：資質・能力として、アルファベット2文字で表現

第2層：各資質・能力の構成要素をいくつかの「名詞」で表現

第3層：具体的な能力を「名詞」で表現

第4層：具体的な行動を表す「文」として学修目標を記載

器官系	カテゴリー	疾患
精神系・心身医学的疾患	神経症、ストレス障害	心的外傷後ストレス障害

PS-02-17 精神系

PS-02-17-05 精神系の疾患・病態について病因、疫学、症候、検査、診断、治療法を理解している。

【「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）」における関係部分】

CS 患者ケアのための臨床スキル（Clinical Skill）

CS-05 健康段階に応じた看護実践

〈学修目標〉

各期（急性期・周術期・緩和ケアを必要とする時期・回復期・リハビリテーション期・慢性期・重症化予防を必要とする時期・疾病予防を必要とする時期）ならびにクリティカルな状況や精神疾患を抱える対象への看護実践ができる。

CS-05-03 精神疾患やメンタルヘルス不調のある対象への看護実践

CS-05-03-01 精神疾患の主要な疾患の病態・生理と症状、および検査と治療、生じやすい健康転帰を理解している。

CS-05-03-02 精神疾患を抱える対象に必要な観察、症状マネジメントと、対象との協働による改善への方略を説明できる。

CS-05-03-03 精神疾患を抱える対象の精神状態をアセスメントし健康段階に応じたコミュニケーション、服薬管理、安全管理を実践できる。

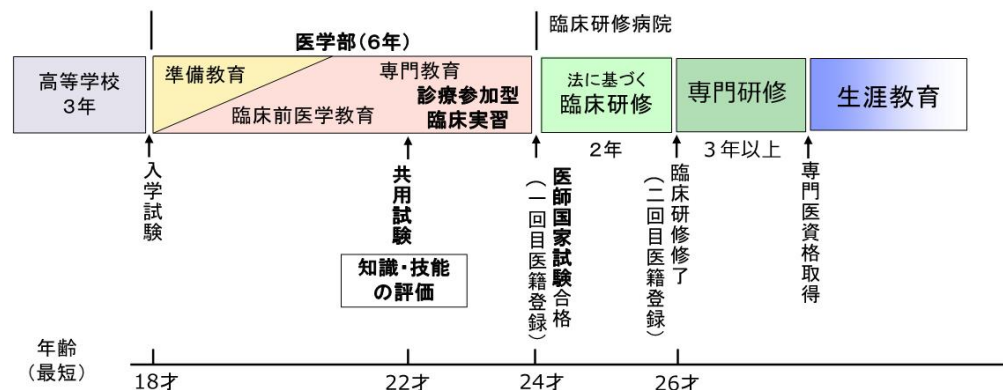
CS-05-03-04 精神疾患をもつ人々のアドボカシーについて説明し、適切な支援を実施できる。

各養成段階における制度・取組の現状及び今後の対応方針②【医師・看護師】

○ 臨床研修における教育

医師臨床研修は、医師が一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることを目的とした研修制度。

医師については、医学部卒業後・医師免許取得後の2年間の医師臨床研修において、精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。



臨床研修の到達目標、必修の分野・診療科

I 到達目標

医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する

A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
2. 利他的な態度
3. 人間性の尊重
4. 自らを高める姿勢

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性
2. 医学知識と問題対応能力
3. 診療技能と患者ケア
4. コミュニケーション能力
5. チーム医療の実践
6. 医療の質と安全の管理
7. 社会における医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

C. 基本的診療業務

- （コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる）
1. 一般外来診療
 2. 病棟診療
 3. 初期救急対応
 4. 地域医療

II 必修の分野・診療科

（7科目必修）

1 年目						2 年目			必修
内科 24週		救急 12週 <4週まで 麻酔科可>	外科 4週	小児科 4週	産婦人科 4週	精神科 4週	地域医療 4週	選択科目 48週	

※一般外来 4週以上を含む（8週以上が望ましい）

※外科、小児科、産婦人科、精神科、地域医療は8週以上が望ましい

各養成段階における制度・取組の現状及び今後の対応方針②【医師・看護師】

○ 看護師等養成所における教育

厚生労働省において「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」を策定し、これに基づき看護師等養成所における看護基礎教育が実施されている。看護基礎教育においては、保健師助産師看護師国家試験出題基準に「神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害」等に関する項目を設け、犯罪被害者等を含む様々な対象について、看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けている。

【精神看護学】

保健師助産師看護師国家試験出題基準（一部抜粋）

大項目	中項目 (出題範囲)	小項目 (キーワード)	大項目	中項目 (出題範囲)	小項目 (キーワード)
1. 精神保健の 基本	F. 精神の健康と マネジメント	心身相関と健康	2. 主な精神疾 患・障害の特徴 と看護	E. 神経症性障害、 ストレス関連障 害、身体表現性 障害	症状と看護
		身体疾患がある者の精神 の健康			臨床検査および心理検査 と看護
		精神疾患がある者の身体 の健康			薬物療法と看護
		患者と家族の精神の健康			
		保健医療福祉に従事する 者の精神の健康			
		トラウマインフォームド ケア〈TIC〉、逆境体験性 の健康に関連する状態			

今後の対応方針

○ 医学教育・看護学教育（文部科学省）

文部科学省は、医学生や看護学生のトラウマインフォームドケアに関する理解が深まるよう、全国の国公私立大学の教育関係者が集まる会議等においてトラウマインフォームドケア教育の充実について周知する。

○ 臨床研修・看護師における教育（厚生労働省）

医師については、医師臨床研修において精神科を必修分野として位置付けており、引き続き精神疾患に関する研修医の理解の促進を図る。また、警察庁が作成する教材の案内を事務連絡等により都道府県を通じて臨床研修病院に周知するなど、警察庁と連携して取り組む。

看護師については、（公社）日本看護協会を通じて、警察庁が作成する教材の案内を事務連絡等により周知するなど、警察庁と連携して取り組む。

各養成段階における制度・取組の現状及び今後の対応方針③【教職】

制度・取組の現状

○ 教職

大学の教職課程では、教師を目指す全ての学生が学ぶ「教育相談の理論及び方法」のコアカリキュラムの中に、児童生徒の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために、カウンセリングの基本的な知識に関する内容や、地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性についての内容等を含めている。

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位（小、中）（一部抜粋）

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6

教職課程コアカリキュラム「教育相談の理論及び方法」

全体目標：

教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。

幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識（カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む）を身に付ける。

（１）教育相談の意義と理論

一般目標：学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標：１）学校における教育相談の意義と課題を理解している。

２）教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

（２）教育相談の方法

一般目標：教育相談を進める際に必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解する。

到達目標：１）幼児、児童及び生徒の不応答や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。

２）学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。

３）受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

（３）教育相談の展開

一般目標：教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標：１）職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。

２）いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。

３）教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。

４）地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

今後の対応方針

- 現在、中央教育審議会では、令和６年１２月の文部科学大臣からの諮問を受け、社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方や、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方等についても審議が進められており、養成、採用、研修を通じて生涯学び続ける教師としての能力形成という観点から、養成段階で担保すべき能力はどのようなものであるべきか、また、教職課程が学生にとって過重な負担とならないよう、学修内容の精選の観点も持ちつつ、検討していく。

制度・取組の現状

○ 社会福祉士・精神保健福祉士

- 社会福祉士養成課程及び精神保健福祉士養成課程は、令和3年度より教育内容の見直しを行っており、犯罪被害者支援については、新カリキュラムにおいて「教育に含むべき事項」として明示的に示している。
- また、令和6年度の社会福祉士国家試験及び精神保健福祉士国家試験から、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されている。

社会福祉士養成課程の教育内容の見直しにおける関連事項（※）

※精神保健福祉士養成課程との共通科目

○ 司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充【刑事司法と福祉(30時間)】

⇒ 司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」を創設する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑱更生保護制度	15	→	⑲刑事司法と福祉	30

新カリキュラムにおける「刑事司法と福祉」の内容

国家試験出題基準（一部抜粋）

教育に含むべき事項

- ① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境
- ② 刑事司法
- ③ 少年司法
- ④ 更生保護制度
- ⑤ 医療観察制度
- ⑥ 犯罪被害者支援

想定される教育内容の例

- 1 犯罪被害者の法的地位
- 2 犯罪被害者支援に関する法
- 3 犯罪被害者支援に関する制度
- 4 団体・専門職等の役割と連携

（社会福祉士・精神保健福祉士共通）

大項目 中項目

（精神保健福祉士のみ）

上記に加え

- 大項目
精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ
- 中項目
犯罪被害者の支援
- 小項目（例示）
- ・トラウマ・インフォームド・ケア
 - ・PTSD

制度・取組の現状

○ 公認心理師

- ・ 公認心理師となるために必要な科目として司法・犯罪分野に関する複数の心理学科目を設け、犯罪被害者支援について学習することとしている。
- ・ また、公認心理師の出題基準において犯罪被害者支援が含まれている。

公認心理師となるために必要な科目（一部抜粋）

大学における必要な科目名	含まれる事項
司法・犯罪心理学	① 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 ② 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援
大学院における必要な科目名	含まれる事項
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	① 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践

公認心理師試験出題基準（一部抜粋）

- 【大項目】
司法・犯罪に関する心理学
- 【中項目】
（１）犯罪、非行、犯罪被害及び家事事件に関する基本的事項
- 【小項目】
・ 犯罪被害者支援
（２）司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理的支援

今後の対応方針

○ 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師（厚生労働省）

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士については、新カリキュラムに対応した出題基準が適用されているところであり、引き続き、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の育成に取り組む。
- ・ 公認心理師については、引き続き、犯罪被害者支援を学習する心理学科目を設け、資格取得を目指す方が犯罪被害者支援に関する基本的な知識を学習し、犯罪被害者支援に対応できるよう人材の育成に取り組む。
- ・ 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本公認心理師協会、公認心理師の会や日本ソーシャルワーク教育学校連盟を通じて、その会員や加盟施設への情報提供の中で警察庁が作成する教材の案内を行うなど、警察庁と連携して取り組む。

■ 制度・取組の現状

○ 大学生、大学院生を対象とした犯罪被害者等支援に関する教育

・ 「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」の開催（（公社）全国被害者支援ネットワーク）

全国被害者支援ネットワークにおいて、将来、司法に関わる職や教職、看護師、社会福祉士、公認心理師等を目指す大学生、大学院生を対象に、犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者等への支援活動を知ってもらうことを目的とした「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」を開催している。（令和6年度：14大学・1,814名）

・ 都道府県警察における大学生に対する講義の実施等

都道府県警察において、犯罪被害者等の置かれている状況や被害者支援の意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、県内の大学生に対し、犯罪被害者等の心理や警察が行う被害者支援業務に関する講義を実施しているほか、大学生が主体となった犯罪被害者等支援に関する社会活動への参加を促進している。

大学生に対する講義の実施 令和5年度中：132回・9,134名

大学生による犯罪被害者等支援に関する社会活動への参加促進 令和5年度中：87回・614名

○ 医師・看護師、福祉職、心理職等の職能団体に対する働き掛け

警察庁において、関係府省庁と連携し、令和6年度中に以下の職能団体に対し、犯罪被害者等に関する理解の増進や犯罪被害者等支援に関する研修の実施等について要請する文書を発出し、働き掛けを行った。

（公社）日本医師会、（公社）日本看護協会、（公社）日本社会福祉士会、（公社）日本精神保健福祉士協会
（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会、（公社）日本公認心理師協会、（一社）公認心理師の会
（一社）日本臨床心理士会、（公財）日本臨床心理士資格認定協会

■ 今後の対応方針

○ 大学生、大学院生を対象とした犯罪被害者等支援に関する教育（警察庁）

都道府県警察に対し、県内の大学・大学院生等を対象とした犯罪被害者等の講演や支援業務等に関する講義について、各都道府県被害者支援センターと連携しつつ、より幅広い学部・学科の学生に対する実施を推進するよう指導する。

○ 医師・看護師、福祉職、心理職等の職能団体に対する働き掛け（警察庁）

引き続き、各職能団体に対し、犯罪被害者等支援に関する最新の情報提供に努め、各職種における犯罪被害者等への理解や支援についての教育意識を高めるための働き掛けを行う。

検討の方向性

- ◆ 犯罪被害者等支援に関わり得る専門職に対して、その養成段階において犯罪被害者等に関する教育を充実することにより、その置かれている状況に関心や理解を持って自らの進路を選択する有資格者が増加することが期待できる。
- ◆ 有資格者の養成において一定の教育内容を定める「コアカリキュラム」等の見直しは、随時、各所管府省庁において有識者等の専門的な議論を踏まえて決定されているところ、各職種に応じて、「犯罪被害者等」を適切に理解し、支援するための教育の充実を求めることが必要である。
- ◆ 有資格者の養成には、養成に関わる大学・大学院等の課程外において、民間被害者支援団体や都道府県警察による犯罪被害者等の講演会の実施を推進していくことも効果的と考えられる。



今後の取組

各府省庁において、上記の「今後の対応方針」に係る対応を行うとともに、以下の取組を行う。

- **養成段階の教育における犯罪被害者等に関する知識の普及（文部科学省、厚生労働省）**
各職種を養成する教育の中で行う犯罪被害者等に関する知識の普及について、現行の基本計画を踏まえ、新規登録又は既存施策の修正により、次期計画に適切に盛り込む。
- **養成段階における教育内容の検討のための情報提供、大学等の関連団体への働き掛け（警察庁、文部科学省、厚生労働省）**
各職種の養成における「コアカリキュラム」等の見直しのための検討に資するよう、警察庁において、見直しに関わる関係府省庁や最高裁判所、職能団体等に対し、犯罪被害者等施策に関する最近の動向等の情報提供を行う。
また、規定の教育内容にかかわらず、養成段階にある学生等に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者等への対応や心情の理解に関する教育を行うため、警察庁において、各養成課程を所管する関係府省庁と連携し、養成に関わる大学等の関連団体へ犯罪被害者等の講演会等の案内を行うなどにより、大学等の自主的な取組を働き掛ける。

各機関の職員に対する実務段階における取組の現状及び今後の対応方針

総合的対応窓口等の職員に関する施策

取組の現状

- **都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議**
警察庁において、国・地方が一体となった効果的な施策を推進するため、平成17年度から毎年1回、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室長を対象に、犯罪被害者等の置かれた現状や先進的な取組事例、関係府省庁における取組等について情報提供を行う会議を開催している。
- **総合的推進事業**
犯罪被害者等支援に係る専門性の向上や、専門職の活用、関係機関等や地方公共団体間の連携の促進を図るため、警察庁と都道府県・政令指定都市の共催で職員等を対象とした研修等を行う事業を実施している。
令和6年度は兵庫県、鳥取県及び高知県で開催し、遺族講演、地方公共団体の先進的な取組事例の発表、支援調整会議のシミュレーション訓練等を実施した。
- **全国犯罪被害者等支援実務者会議**
警察庁において、担当者の育成、意識の向上及び相互連携等を目的に、地方公共団体、都道府県警察及び民間被害者支援団体において犯罪被害者等支援の実務を担う職員を対象とした会議を開催している。
令和6年度は全国8ブロックにおいて、仮想事例を用いたグループワーク等を実施した。

今後の対応方針

- 引き続き、既存の研修等を実施していくほか、以下の取組を新たに実施する。
- **オンデマンド研修教材「ギュっとラーニング」の配信（令和7年4月開始）【後述】**
- **全国犯罪被害者等支援コーディネーター研修（春期・秋期）**
令和7年度から、各都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーター又は同コーディネーターになり得る者を対象とした研修を開始する（春期：対面、秋期：オンライン）。
（令和7年度の研修内容）
 - ◇ 社会福祉領域との連携
 - ◇ 社会福祉領域におけるアセスメント・ケアマネジメント
 - ◇ 精神科医療機関との連携・トラウマインフォームドケア・代理受傷
 - ◇ 支援調整会議のシミュレーション訓練 等

性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等に関する施策

取組の現状

- ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等を対象とし、オンライン研修教材を提供するとともに、研修を実施している。
- 研修教材及び研修においては、トラウマインフォームドケアに関する内容も含め、支援に必要な基本的な知識や新たな課題までを包括的に扱っている。

今後の対応方針

- 内閣府では、引き続き、ワンストップ支援センターの相談員等が支援に必要な知識等を学習できるよう、研修機会の提供に取り組む。

児童相談所、こども家庭センターの職員に関する施策

取組の現状

- こども家庭庁において、児童相談所職員や市町村の児童福祉担当職員の児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進するため、研修に要する費用の補助等を行う「児童虐待防止対策研修事業」を実施している。本事業の活用により、西日本こども研修センターあかしにおける児童相談所の児童福祉司を育成する立場にある指導的職員向けのトラウマインフォームドケアの視点を取り入れた研修、こども家庭センターの統括支援員を対象とした研修等への参加を支援している。
- 児童相談所職員又は市町村の児童福祉担当職員（要対協調整機関の調整担当職員）が受けなければならない法定の研修において、児童虐待の被害等を受けたこどもの対応や、被害事実確認面接に関する研修等を実施している。
- また、一時保護施設で指導的立場にある者を対象とした研修においては、「一時保護ガイドライン」等に基づき、被害を受けたこどものケアに関する研修等を実施している。

今後の対応方針

- こども家庭庁において、引き続き、性暴力・性被害を受けたこどもへのケア等に関する内容を含む各種研修の充実や研修受講の促進に努めていく。

精神保健福祉センターの職員に関する施策

取組の現状

- 厚生労働省においては、行政機関職員を含む精神保健医療福祉従事者を対象とした「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施し、PTSDの治療に対応できる人材の育成を図っている。
- 「PTSD対策専門研修」には、
 - ・ 通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）
災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な方に対応できる人材を確保するため、必要な知識を系統的に習得するもの
 - ・ 専門コース
精神保健福祉センター、病院、保健所等において、PTSDに関する専門家が必要とされていることを踏まえ、最先端の専門知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成するもの
 - ・ 犯罪・性犯罪被害者コース
犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と心理社会的支援・治療対応について習得するものが設けられている。
- 「犯罪・性犯罪被害者コース」は、令和5年度において、
精神保健福祉センター職員を含む399人（令和4年度：347人）
が受講した。

今後の対応方針

- 精神保健福祉センター職員を含む精神保健医療福祉従事者を対象とした「PTSD対策専門研修」について、引き続き内容の充実を図り、PTSDの治療に対応できる人材の育成を図る。
- 厚生労働省において、自治体を通じて、相談支援等に従事する職員に対して警察庁が作成する教材の案内を行う等、警察庁と連携して取り組む。

女性相談支援センター等女性支援機関の職員に関する施策

取組の現状

- 厚生労働省においては、
 - ・ 全国女性相談支援センター長及び主管係長研究協議会
 - ・ 全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会
 - ・ 全国女性自立支援施設長等研究協議会等を開催し、女性支援機関の職員の専門的な資質の向上等を図っている。
- また、都道府県が実施する研修の促進・充実等を図るため、令和５年度に心理的後遺症を有する者への対応等について盛り込んだ「女性相談支援員養成研修シラバス」を作成し、令和６年度には当シラバスに基づく研修教材を作成し、都道府県へ提供した。

今後の対応方針

- 令和７年度より国が実施する研修の体系について見直しを行い、女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間団体、都道府県担当者を対象とした全国研修を行うとともに、心理療法担当職員向けに、心理的ケア等に関する専門的な研修を実施することとしており、引き続き、女性支援に携わる職員の資質向上等を図る。
- 都道府県が実施する研修については、厚生労働省において作成した「女性相談支援員養成研修シラバス」、研修教材及び警察庁が作成する教材を都道府県へ配布・案内すること等を通じて、心理的後遺症を有する者への対応等も含めた研修内容の充実を図る。

交通事故相談所の職員に関する施策

取組の現状

- 交通事故被害者等からの交通事故に係る様々な相談に対応するため、全国の地方公共団体に交通事故相談所等が設置されており、令和５年度末時点で、全国の都道府県・政令指定都市に１５２カ所、交通事故相談員１９３名を配置。
- 国土交通省においては、交通事故被害者等が全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられるよう、「交通事故相談員総合支援事業」として、地方公共団体の交通事故相談員の能力向上に向けた実務必携の発刊及び相談員研修を実施。

<交通事故相談員総合支援事業>

- **実務必携発刊事業（「交通事故相談ハンドブック」の発行）**
交通事故相談員として最低限習得すべき実務的な内容を体系的に掲載した「交通事故相談ハンドブック」を発行している。令和６年度においては、「交通事故相談ハンドブック実務編」を刊行し、交通事故相談所へ配布した。
- **相談員研修事業**
令和６年度においては、全国の交通事故相談員の初任者研修（５月）及び上級研修会（事例研究及び講義）（１０月）を実施。
初任者研修においては、交通被害後の心情に寄り添った相談支援に関する講義（トラウマインフォームドケア関係）も盛り込んで実施している。

今後の対応方針

- 国土交通省において、交通事故相談活動を推進するため、被害者等救済を目的として都道府県等に設置された交通事故相談所の相談員を対象に、今後も継続して全国統一的な研修実施、複雑化・専門化する相談内容への対処に不可欠な「交通事故相談ハンドブック」の作成及び配布などの相談員支援を実施する。
- 研修事業に関しては、トラウマインフォームドケアに関する講義を引き続き実施する。

都道府県警察の職員に関する施策

取組の現状

- 警察においては、トラウマインフォームドケア等に関する教育（支援に関する必要な知識・技能に関する教育、被害者等の心情を理解するための教育等）として、採用時・昇任時の学校教養、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する支援やカウンセリング技術に関する教育・研修、犯罪被害者等による講演、警察官・有識者による講演を実施している。
- 具体的には、警察庁において、犯罪被害者等施策推進課が主催する専門的な教養「被害者支援専科」及び「カウンセリング専科」の実施のほか、警察大学校・各管区警察学校における昇任時の教養（任用科）や捜査部門等の教養（各種専科・研修）において被害者支援に関する講義を行っている。
- 各都道府県警察の犯罪被害者等支援担当課においても、「被害者支援専科」を実施するとともに、捜査部門等による教養（各種専科）や採用時・昇任時の教養（任用科）において被害者支援に関する講義を行っている。
また、学校教養のほか、警察署への巡回教養や個別の研修会を実施するとともに、オンライン研修やe-ラーニング等の様々な方法を通じて、幅広い職員が繰り返し教育を受けられるよう努めている。
- 警察庁が主催する教養（※数値はR6年度中）
 - ・ 学校教養
 - 被害者支援専科 27人（対象：支援業務に従事し、または従事する予定のある警視・警部級）
 - カウンセリング専科 27人（対象：支援活動に従事する職員で公認心理師又は臨床心理士資格を有する者等）
 - 任用科・各種専科等（担当課による講義）10回、計1,832人
 - その他管区警察学校の任用科等 各管区で複数回実施
 - ・ 研修
 - スキルアップ研修、ブラッシュアップ研修 6回、計50人（対象：部内カウンセラー）

今後の対応方針

- 警察庁・都道府県警察において各種教養・研修を継続して実施するとともに、令和7年度からこれらの実施状況についてより詳細な数値の把握を行う。
- 警察庁において、各種教養・研修に活用するため、現場臨場した際に被害者へ安心感を与えるための声かけや事情聴取を行う場合の方法や留意点、医療機関受診時の付添いに際しての説明やプライバシーへの配慮等、被害者等に接する警察官が必要な対応について理解を深めるための映像教養資料（DVD等）を作成し、令和7年度に各都道府県警察に配布する。

海上保安庁の職員に関する施策

取組の現状

- 海上保安庁では、現場に赴任する前に、教育機関である「海上保安大学校」「海上保安学校」において、犯罪被害者等支援に係る授業等を行っている。
- 現場に赴任した後は、階層別に応じ、トラウマインフォームドケアに関する内容も含め、犯罪被害者等に接する者に対する研修を実施している。
また、研修の中で犯罪被害者等の手記を紹介しつつ、犯罪被害者等の声を聴く重要性について言及し、理解の促進に努めているとともに、犯罪被害者等の講演会の開催情報について職員に周知している。

<対象職員>

海上保安大学校学生・研修生
海上保安学校学生
各管区の犯罪被害者等支援主任者及び支援補助者
海上保安署長任用前職員
海上保安部等課長任用前職員

<研修方法>

対面又はオンラインで、民間研修資料等を参考とし、海上保安庁が作成した資料を使用している。

<令和6年度の研修実績> 計6回

令和6年7月、10月（2回）、11月
令和7年1月、2月

今後の対応方針

- これまでは基礎的内容の研修がメインであったところ、今後は、実際に犯罪被害者等に接する場面を想定した訓練を実施するなど、より実務に即した取組を進めていく。

検察官・検察職員に関する施策

取組の現状

- 法務省の法務総合研究所において、毎年、検事、副検事及び検察事務官を対象とし、任官後の期間や職務に応じた研修を定期的に行っているところ、各研修において、犯罪被害者支援に精通した専門家等により、被害者支援の取組状況や被害者の心理等について、講義形式での研修を実施している。
- また、法務省刑事局において、毎年、地方検察庁の被害者支援担当者を対象とし、犯罪被害者等の心理に精通した専門家等による講義を実施するとともに、各検察庁における犯罪被害者等支援に関する取組及び事例発表等のケーススタディを実施している。

(研修の例)

検事

一般研修（任官３年前後の検事を対象）令和６年度：74名

副検事

１次研修（新たに任官した副検事を対象）令和６年度：39名

２次研修（任官後４年程度の副検事を対象）令和６年度：39名

３次研修（任官後11年程度の副検事を対象）令和６年度：19名

検察事務官

管理科研修（課長又はこれに準ずる者を対象）令和６年度：40名

統括捜査科研修（捜査に専従する上級の検察事務官を対象）令和６年度：30名

裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修（同担当中核事務官又はその候補者を対象）令和６年度：40名

高等科研修（専修科研修を修了した検察事務官等を対象）令和６年度：124名

被害者支援担当者

中央研修（地方検察庁被害者支援員及び被害者支援を担当する地方検察庁検察事務官を対象）令和６年度：65名

今後の対応方針

- 被害者と直接接することとなる検察職員に対する研修において、犯罪被害者等の心理に精通した専門家等による講義等を実施するなどし、引き続き適切な研修の実施に努めていく。

矯正施設の職員に関する施策

取組の現状

- 法務省の矯正研修所においては、採用間もない職員を対象として、令和6年4月に集合研修を実施（約680名受講）し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等に関する理解の増進を図るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、研修内容の充実を図っている。
- また、刑務所等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、令和6年7月に全国の担当職員に対する集合研修を実施（約140名受講）しており、その中では、犯罪被害者の方々や被害者支援団体等の職員による講義を行うなど、研修内容の充実を図っている。

今後の対応方針

- 矯正研修所においては、採用間もない職員を対象として、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等に関する理解の増進を図るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、研修内容の充実を図っているところ、基本的な知識の付与にとどまらず、知識や事例に基づいた意見交換や討議、人権侵害を防ぐ具体的な方策等を個々の職員が考えられるよう、研修内容の充実を図っていく。
- また、刑務所等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、全国の担当職員に対する集合研修を実施し、その中では、犯罪被害者の方々の置かれた状況等への理解を深めることを目的として、犯罪被害者の方々や被害者支援団体等の職員による講義も盛り込んでいる。
今後も、犯罪被害者の方々に寄り添った運用がなされるよう、職員研修については、被害者支援団体等の協力をいただきながら実施していくとともに、これまでの事例の中で蓄積された知識・知見等を活用しながら、研修内容の充実を図っていく。

更生保護官署の職員に関する施策

取組の現状

（保護観察所）

- 被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対する研修を、それぞれ毎年1回、法務省における集合研修として実施している。
被害者担当保護観察官に対する研修 令和6年度：31名
被害者担当保護司に対する研修 令和6年度：42名
- 本研修では、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を行っており、犯罪被害者等の心情やその置かれている状況等への理解を深めさせるとともに、適切な対応を確実に行うことのできるスキルの習得・向上を図っている。
また、令和6年度の被害者担当保護観察官に対する研修において、「トラウマインフォームドな被害者支援」と題した講義を行っている。

（地方更生保護委員会）

- 地方更生保護委員会の委員を対象とする研修を、毎年1回、オンラインで実施している（令和6年度：18名）。
- 本研修では、意見等聴取制度において、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を行っているほか、犯罪被害者等の心情やその置かれている状況等に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、近時の法改正の趣旨等の理解を深めさせるなど研修内容の充実を図っている。

今後の対応方針

- 被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対する研修内容として、引き続きトラウマインフォームドケアに関する講義を取り入れるなど、今後も研修内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援に携わる関係機関等において実施されている研修等への参加を促すなどすることで、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の一層のスキルアップを図ることとしている。
- また、被害者担当の保護観察官に限らず、更生保護官署職員全般に対し、犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施することなどによる教育・研修等の充実を図り、被害者等の思いに応える更生保護の実現に努めていく。

公共交通事故被害者支援に携わる職員に関する施策

■ 取組の現状

- 国土交通省では、公共交通事故被害者支援室において公共交通事故被害者等支援研修を年2回実施している。研修は、本省内の各公共交通関係局や地方運輸局等の職員、運輸安全委員会の支援員を対象としている。また、自動車事故対策機構（NASVA）の職員も参加している。
- 研修は、国土交通大学校柏研修センターにおいて2泊3日で実施しており、令和5年度は39名が受講した。
- 本研修には、大学教授等の有識者からのトラウマインフォームドケアについての講義も含まれている。他にも、事故被害者やそのご家族からお話を聴く時間も設けている。

■ 今後の対応方針

- 引き続き、被害者等の声を聴きながら、トラウマインフォームドケアを理解、浸透させるための研修に取り組む。

学校職員に関する施策

取組の現状

- 教職員については、教育委員会等に対して、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関わる場合の被害者やその家族・遺族の心身の変調への配慮等が示された動画の周知や、養護教諭を含む教職員等を対象とした心の健康等の健康相談に関する研修会の開催等の取組を行っている。
- なお、（独）教職員支援機構において、令和6年度から、教育委員会や大学等が登録した研修動画の視聴（受講）や研修受講履歴記録の作成ができる「全国教員研修プラットフォーム」を構築し、教育委員会と共同で運用しているところ、文部科学省において、同プラットフォームに掲載するオンライン研修コンテンツの充実を図っている。

今後の対応方針

- 引き続き、学校として養護教諭を含む教職員等が連携・協力して、チームとして対応を行うことができるよう、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知していく。
- 警察庁が作成した犯罪被害者等の支援に関するオンデマンド教材を「全国教員研修プラットフォーム」に掲載し、教育委員会や学校職員への幅広い理解を図る。

医療機関の職員に関する施策

■ 取組の現状

- 警察庁において、厚生労働省と連携し、令和6年度中に（公社）日本医師会及び（公社）日本看護協会に対し、犯罪被害者等に関する理解の増進や犯罪被害者等支援に関する研修の実施等について要請する文書を発出し、働き掛けを行った。
【再掲】

■ 今後の対応方針

- 医師については、医師臨床研修において精神科を必修分野として位置付けており、引き続き精神疾患に関する研修医の理解の促進を図る。また、警察庁が作成する教材の案内を事務連絡等により都道府県を通じて臨床研修病院に周知するなど、警察庁と連携して取り組む。【再掲】
- 看護師については、（公社）日本看護協会を通じて、警察庁が作成する教材の案内を事務連絡等により周知するなど、警察庁と連携して取り組む。【再掲】

法テラスの職員に関する施策

取組の現状

- 法テラスにおいては、毎年、犯罪被害者支援の窓口となる全国の職員に対し、以下のようなトラウマインフォームドケアの知見を含む犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解の増進を図るための研修を定期的実施している。
- 犯罪被害者等からの電話対応に係るロールプレイ型研修
令和6年度：15名
- 被虐待児童への初期対応に係る研修（リフカー研修）
外部講師（NPO法人）による対面講義 令和6年度：40名
- 犯罪被害者支援業務に係る研修
オンライン配信（受講人数は令和7年2月25日時点）
第1回：犯罪被害者等に対する心理的配慮、被害念慮等への対応方法 令和6年度：51名
第2回：犯罪被害者等に対する法的支援、弁護士による手続の流れ 令和6年度：120名
- 女性相談支援センターによるコールセンター職員に対する研修
外部講師による対面講義・録画視聴 令和6年度：103名

今後の対応方針

- 引き続き、職員が二次的被害を防止しつつ犯罪被害者等に適切に対応できるよう、充実した研修の実施に努めていく。

民間被害者支援団体（被害者支援センター）の職員に関する施策

取組の現状

- 警察庁においては、（公社）全国被害者支援ネットワークが加盟団体の職員等に対して行う
 - ・ 新回事務局長等研修
 - ・ 全国事務局長等会議
 - ・ 秋期全国研修会
 - ・ 春期全国研修会
 - ・ 全国犯罪被害者支援フォーラムを開催（※）するための講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

※（公社）全国被害者支援ネットワークの取組

全国被害者支援ネットワークでは、加盟する各都道府県被害者支援センターの犯罪被害相談員、直接支援員等の人材育成のため、以下の研修事業を実施している。

- 相談員・直接支援員の質の向上研修（全国6ブロックで開催）
各都道府県被害者支援センターが一般募集し、養成講座等を経て認定・委嘱された「犯罪被害者直接支援員」及び都道府県公安委員会の認定を受けた「犯罪被害相談員」に対する質の向上研修を開催。
 - 秋期全国研修会
加盟団体の被害者支援関係者等を対象とし、基調講演（全体会）及び個別テーマの研修からなる分科会を開催。
なお、自治体・警察関係者、法テラス等の職員に対しても全体会及び一部の分科会を公開。
 - 春期全国研修会（コーディネーター研修）
犯罪被害相談員の資格を有し、支援活動の管理を行う立場の職員を対象とした研修を開催。
 - 自助グループ・ファシリテーター育成研修
被害者等の自助グループの活動を支援するファシリテーターを育成するための研修を開催。
 - 課題研修
犯罪被害者相談員向けの上級研修を開催。
 - 支援活動責任者研修
各被害者支援センターの支援活動責任者向け研修を開催。
 - 外国人被害者支援のための基礎研修
外国人被害者支援の窓口担当者や通訳者向け研修を開催。
- その他、被害者支援センターを含む関係機関・団体の関係者及び一般を対象とした、有識者や被害者の講演、パネルディスカッション等を行う「全国犯罪被害者支援フォーラム」を開催。（令和6年：459人）

今後の対応方針

- 引き続き、民間支援団体の職員に対する教養を実施するとともに、会場借上げ等の支援により研修の充実を図っていく。

その他犯罪被害者等に接する者一般を対象とする施策

取組の現状

○ 犯罪被害者等施策講演会

警察庁において、平成19年から毎年（令和元年度から3年度を除く）1回、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招いた犯罪被害者等施策講演会を開催し、関係府省庁や関係団体の職員、報道関係者等へ幅広く広報を行っている。

また、後日の動画配信を行い、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図っている。

○ 犯罪被害者等支援に関する動画の作成

犯罪被害による心身への影響や二次的被害のほか、被害者やその家族・遺族と接する際に配慮すべきポイント等について紹介する動画「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、関係機関・団体等へ周知している。



<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kouhyou/kyouzai/shien/index.html>

○ 犯罪被害者週間における取組

犯罪被害者等基本法の施行に伴い、平成18年から11/25～12/1を「犯罪被害者週間」と定め、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の生活の平穏等への配慮の重要性等について、国民の理解を深めるための取組を全国で実施している。

- ・ 47都道府県において犯罪被害者・御遺族からの講演や展示等を実施
- ・ 動画等による広報・周知
- ・ 中央イベントにおける表彰（犯罪被害者等支援に関する標語・「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール）
- ・ 総理によるメッセージの放映（令和6年から）

今後の対応方針

○ 犯罪被害者等に接する者に対する広報啓発の更なる推進

関係府省庁の協力を得て、警察庁が開催する犯罪被害者等施策講演会や都道府県レベルで行われる犯罪被害者等の講演等の広報を強化するとともに、被害者等に接する者の参加機会の拡充を図る。

また、政府による広報啓発の充実強化について検討する。

（現行の「犯罪被害者週間」を「月間」とすることなど）

検討の方向性

- ◆ 犯罪被害者等支援に関わる専門職の養成という観点からも、全体としては現に実務段階にある場合が大多数を占めており、各機関における研修を継続的に行うことが、犯罪被害者等に対する理解の増進や個別事案に対する二次的被害の防止に資するものとなる。
実務段階においては、各職種における犯罪被害者等との関わりに応じた教育を実施していくことが必要である。
- ◆ 行政機関以外に対しては、直接的な指示や指導が困難な場合があるが、犯罪被害者等に対する理解不足が故に起こる二次的被害の防止は重要な課題であり、様々な機会や媒体を通じた広報啓発等を継続的に行うことが必要である。



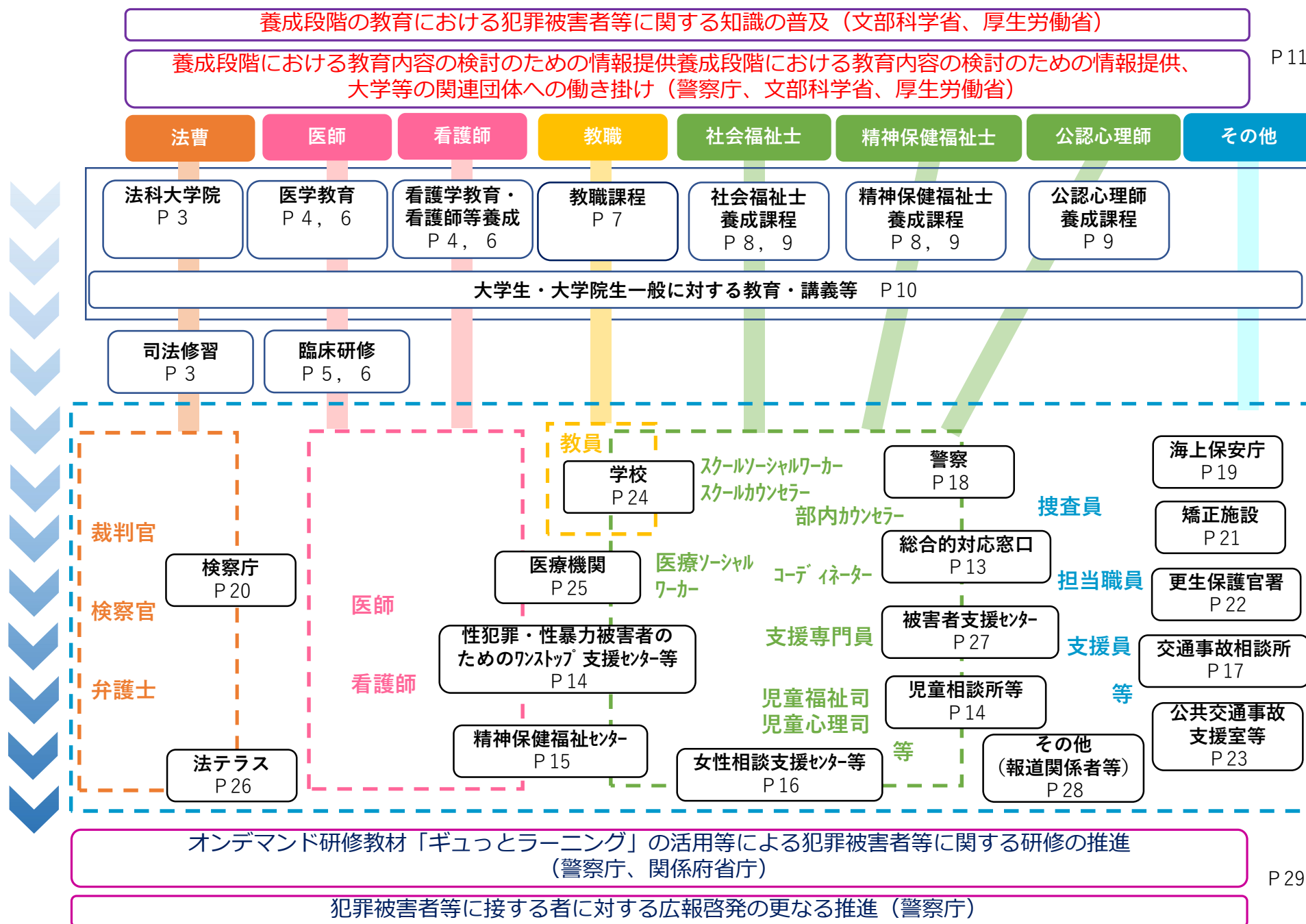
今後の取組

各府省庁において、上記「今後の対応方針」に係る対応を行うとともに、以下の取組を行う。

- **オンデマンド研修教材（ギゅっとラーニング）の活用等による犯罪被害者等に関する教育の推進（警察庁、関係府省庁）**
令和7年度から、関係府省庁、有識者等による講演の動画資料をウェブサイト上に公開して行うオンデマンド研修教材「ギゅっとラーニング」の配信を開始（今後も随時更新予定）したところ、警察庁において、各支援機関を所管する関係府省庁や関係団体に対し、「ギゅっとラーニング」を周知し、犯罪被害者等に接する職員への活用を促進する。
（研修内容：全48講座）
 - ◇ 犯罪被害者等支援の基礎情報（12講座）
 - ◇ 関係機関・団体の役割（18講座）
 - ◇ 支援要領（10講座）
 - ◇ 犯罪被害者等の心理・支援者の心理（8講座）

- ・ 犯罪被害者等が抱える心的ストレス
 - ・ 犯罪被害者等への接し方
 - ・ 犯罪被害者等が受ける二次的被害とは 等
- **犯罪被害者等に接する者に対する広報啓発の更なる推進（警察庁）【再掲】**
関係府省庁の協力を得て、警察庁が開催する犯罪被害者等施策講演会や都道府県レベルで行われる犯罪被害者等の講演等の広報を強化するとともに、被害者等に接する者の参加機会の拡充を図る。
また、政府による広報啓発の充実強化について検討する。
（現行の「犯罪被害者週間」を「月間」とすることなど）

養成段階から実務段階を通じた教育の充実に関する今後の取組【全体像】



P 11

P 29